都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業 又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で す。その使途に基づく事業にかかる一般財源(市負担分)に充当しています。

≪都市計画税の使途の状況≫ 都市計画税収入額 3,491,429千円

(単位:千円)

				財	源	内	訳		一般財源 - (市負担分) のうち
	区 分	令和3年度 決算額	特	定	財	源		一般財源	
			国県支出金	地方債		その)他	(市負担分)	都市計画税 充当額
事	街路事業	654, 949	214, 966	34	9, 200		95	90, 688	64, 142
業費	公園事業	317, 966	122, 856	139	9, 300		75	55, 735	39, 421
等	土地区画整理等事業	417, 546	124, 657	133	2, 700	4	41, 311	118, 878	84, 081
の内訳	上記事業に係る地方債償還額	2, 205, 062	0		0		0	2, 205, 062	1, 559, 613
	下水道事業	2, 466, 000	0		0		0	2, 466, 000	1, 744, 172
	合 計	6, 061, 523	462, 479	62	1, 200	4	41, 481	4, 936, 363	3, 491, 429